

令和7年度 特定保健指導委託要綱

第1 趣旨

組合は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるとされた被保険者及び被扶養者の生活習慣改善を図るため、この要綱に基づいて特定保健指導を実施する。

第2 特定保健指導の対象者

特定健康診査結果の階層化により、特定保健指導に該当する者（以下「対象者」という）。

第3 特定保健指導の内容

別紙のとおりとする。

第4 特定保健指導の助成金額

特定保健指導の費用及び内訳は下記の金額とし、組合が負担する。

| | | |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | 動機付け支援または動機付け支援相当 | 11,000円 |
| | 初回面接終了時 | 5,500円 |
| | 実績評価終了時 | 5,500円 |
| 2 | 積極的支援 | 33,000円 |
| | 初回面接終了時 | 11,000円 |
| | 実績評価終了時 | 22,000円 |
| | (内訳 継続的支援… | 11,700円 |
| | 実績評価… | 10,300円) |
| 3 | 初回未完了 | 1,000円 |

第 5 特定保健指導の実施機関

特定保健指導は、組合が委託した保健指導機関（以下「指導機関」という）において実施する。

ただし、何らかの理由により指導機関で受けることができない場合で、組合の承認を得たときはこの限りではない。

第 5 の 2 組合の指定する特定保健指導委託機関での実施

事業所で従業員（被保険者）の特定保健指導を実施しない場合、対象者は組合の指定する特定保健指導機関で実施する。この場合は第 7 以降の手続きは適用しない。

第 6 特定保健指導の案内の通知

組合は、対象者に対し、特定健康診査の結果に関する情報提供用紙を送ることにより通知する。

第 7 特定保健指導受診までの手続き

組合は、対象者に対し、情報提供用紙を交付し、特定保健指導を受けようとする者は、ホームページより実施報告書（様式第 1 号）を印刷して指導機関に提出する。

特定健康診査受診日当日から 1 週間以内（特定健診実施日を 0 日とし、7 日後まで）に初回面接または、初回面接の分割実施をした場合は指導機関が当組合ホームページより実施報告書（様式第 1 号）を印刷し、実施に際しては、対象者に対し特定保健指導であることを説明する。

第 8 開始時における実施報告書の提出

指導機関は、初回面接終了後、原則として 20 日以内に、また、初回未完了の場合においては、1 回目より 3 ヶ月経過後に、実施報告書（様式第 1 号）に特定保健指導支援計画又は、標準的なデータフ

ファイル仕様に基づくXML形式データを添付し、組合へ提出する。

第 9 途中脱落者の扱い

指導機関は、対象者の最終利用日から未利用のまま2ヶ月を経過した時点で、組合及び対象者に脱落者として認定する旨を通知する。ただし、対象者に保健指導継続の意思が有ると認められる場合はこの限りではない。

上記の通知後、2週間以内に対象者から再開依頼がない場合、脱落したものとみなす。

積極的支援の場合に交付する助成金は、既になされた特定保健指導のポイントに応じた額とする。(1ポイント65円)

第 1 0 資格喪失者の扱い

組合は、対象者の資格喪失が明らかとなった時点で、指導機関及び対象者に資格喪失による利用停止の通知をする。

積極的支援の場合に交付する助成金は、「第9 途中脱落者の扱い」と同様とする。

第 1 1 終了時における実施報告書の提出

指導機関は、当組合ホームページより実施報告書(様式第2号)を印刷し、原則として下記の時点から20日以内に、特定保健指導実施計画又は、標準的なデータファイルに基づくXML形式データを添付し、組合へ提出するものとする。

特定保健指導完了………実績評価終了時

途中脱落………脱落認定通知から2週間経過時

資格喪失………組合による利用停止通知到達時

第 1 2 特定保健指導の助成金の交付

組合は、第8・第11により提出された実施報告書及び添付書類を審査し、特定保健指導の助成金を、指導機関に交付し、通知(様式

第 3 号) する。

第 1 3 　　その他

組合は、必要があると認めるときは、指導機関に対して報告を求め、また調査することができる。